

ふとんの訪問販売トラブル

「ただいま無料点検をしています。お使いのふとんをみせてください」ふとんを回収しています。いらぬふとんはありませんか」といって、家庭に訪問し、高額なふとん類を売りつける訪問販売に気をつけましょう。

特に昼間自宅に居ることが多い高齢者や主婦のみなさん、注意しましょう。

相談事例

自宅を訪問してきた業者に、「いらぬふとんはないか」と言われたので、不要なふとんを持っていくと、家に上がり込まれ、今使っているふとんを見て「こんな汚いふとんは子どもの健康に悪い」と新品を勧められた。「23万円を17万円に値引きします」と言って長時間勧誘されたので、契約してしまっただけ。頭金5万円を支払ったが、高額なので解約したい。(20代 女性)



アドバイス

- 1 突然訪問してきて、その場で勧誘するような業者は家に入れないようにしましょう。
- 2 長時間居座られたり、脅迫まがいの勧誘を受けても、必要なければきっぱりと断りましょう。
- 3 訪問販売の場合は契約書を受け取った日を含めて8日間以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- 4 クーリング・オフの期間を過ぎても、販売方法に問題がある場合は、解約できることもあります。あきらめずに早めに相談してください。

佐賀県消費生活センター ☎：0952-24-0999

相談時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日も受け付けています）

佐賀市天神三丁目2-11（アバンセ 3階 くらしの安全安心課内）

来所による相談は予約制です。アバンセ休館日は電話相談のみ受け付けます。

